

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

意見の提出状況

意見の提出件数 10 件

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正（案）に係るもの】

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1．食品の安全性を考えると種苗で使用した農薬を明らかにして種苗（1年生作物）を販売することは当然と考えます。農家は普通は商品名で確認していますので、成分の一般名だけでなく商品名も併せ表示しないと実効は上がらないと考えます。</p>	<p>農薬名が違っていても有効成分が同一である農薬は多くあります。このため、残留農薬のリスク管理の観点からは、有効成分ごとに総使用回数を規制する必要があります。</p> <p>農薬のラベルには、有効成分名が記載されており、また、農薬使用者が農薬を使用する時には、総使用回数を確認するために有効成分名を必ず確認するため、有効成分名の表示を行うことで、実効性は担保できると考えています。</p>
<p>2．野菜苗の育苗中に2～3回の農薬を散布する場合もあるので、苗を購入して栽培する生産者の農薬使用回数が減ることになり、必要な防除ができない場合も考えられるので特別措置も考えていただきたいと思います。</p>	<p>農薬の登録段階で、申請のあった総使用回数で農薬を使用した場合の安全性を確認しており総使用回数の遵守は農産物の安全性確保の観点から必要です。</p> <p>したがって、苗を購入した生産者は、苗段階に実際に使用した回数を、農薬のラベルに記載された総使用回数から差し引いた回数のみ当該有効成分を含む農薬の使用が可能となります。</p> <p>なお、ある病害虫を防除するため、ある農薬を総使用回数の上限まで使用しても、さらに防除の必要がある場合は、当該病害虫の防除に用いられる他の有効成分の農薬を使用するといった対応をしていただくこととなります。</p>

【その他（今回のパブリック・コメントの募集内容と直接関係ないもの）】

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1．特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱いの趣旨に基づいて、特定農薬（特定防除資材）に該当しない農薬については、指定種苗に使用してはいけないと記載することを望みます。</p>	<p>特定農薬に該当しない農薬であって、かつ容器・包装に農薬取締法第7条の規定に基づく農薬登録番号等の表示がされていない、いわゆる無登録農薬は、農薬取締法によって全ての農作物等に対し、その使用が禁止されています。</p> <p>したがって、指定種苗に対して、そのような記載を行う必要はないと考えています。</p>
<p>2．青果物が販売される時にその青果物が収穫される1ヶ月前から収穫後に使用された農薬名と使用回数、使用時期を明確にすることを義務付けていただきたい。</p>	<p>農薬取締法により、農薬の使用者は、ラベルに表示された使用方法を遵守することが義務付けられています。</p> <p>一方、農作物等の生産に使用した農薬等の情報を求める消費者のニーズに対応するため、生産団体においても自主的に農薬等の使用状況を記帳し、適時情報提供する取組が行われています。</p>
<p>3．指定種苗が拡大され、種苗には農薬履歴の表示が義務付けられるが、この種苗段階とは作物ごとにどこを指すのか明確な指導が必要である。</p>	<p>種苗段階とは、種子（種子消毒を含む）から本圃に定植されるまでの作物の状態を指しますが、作物によっては、特殊な栽培形態のものもあるため、このような作物については実態に応じて指導していくこととしています。</p>
<p>4．農薬の使用基準が、米や野菜を中心に決められており、花卉や草花、樹木の多くの品種にはほとんど使用基準が不明瞭です。県の試験所などに問合せでも各県単位でバラバラの使用基準です。商品は全国に発送されているにも関わらず、このような状態で安全性の統一が可能なのですか。</p>	<p>農薬取締法及び同法に基づく省令（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令）では、水稻や野菜など食用農作物への農薬の使用に当たり、農薬使用者は、ラベルに表示された適用農作物、使用量、使用濃度、使用時期、総使用回数等の使用方法を遵守することが義務付けられています。</p> <p>一方、花卉や草花、樹木等非食用の作物等についても、水産動植物への影響防止や公共用水域の水質汚濁の防止等のために、ラベルに表示された使用方法や留意事項を守って使用する必要があります。</p>

<p>5 . 栄養繁殖（さし芽、接木など）による種苗など、親株への農薬の使用はどのような扱いになるのでしょうか。使用回数に含まれない場合、親株に使用した農薬の子株への残留は、種子消毒に用いた農薬の残留量より多くなると考えられることから、種子への使用回数をカウントするのは不合理ではないでしょうか。</p> <p>キュウリの台木がカボチャであった場合でも、キュウリ基準（穂木基準）で台木に農薬散布することが妥当と考えておりますがどうでしょうか。</p> <p>接木苗で「穂木・台木の切断と接合」の時点で農薬履歴をリセットすることも可能ではないかと考えております。</p>	<p>栄養繁殖で増えるいちごやサツマイモの苗に使用した農薬の使用回数は、ランナーや親株から切り離して苗を作出した時点から収穫までを使用回数のカウント期間とし、種子繁殖のものは種子の段階から収穫の段階に至るまでの間をカウント期間として、それぞれ農薬の残留の程度を試験し、最終的な農産物の安全性を確認しており、両者を混同して考えるのは適切でないと思います。</p> <p>また、御意見のような接ぎ木苗に使用する農薬については、残留性以外に薬効や薬害の面も考慮し、台木であるカボチャを育成している段階においては、カボチャに登録のある農薬を使用し、キュウリを接ぎ木した以降は、キュウリに登録のある農薬を使用基準を遵守して使うように指導しているところです。</p> <p>ただし、接ぎ木した後も、台木、穂木それぞれの育成段階で使用した農薬が植物体に残留している可能性が否定できないため、接ぎ木の工程を経ることによって、農薬の使用履歴をリセットすることは適切でないと考えています。</p>
<p>6 . 一部の種子処理登録農薬は、その種子処理分を使用回数には加えないとの話しが進められていると聞く。そうなった場合、それらの種子を用いた販売苗に、種子処理農薬の表示は必要か。</p>	<p>全ての農薬について種子処理分についても、使用回数に数えることとしております。</p>